停電対策に取り組みましょう!

県内に甚大な被害をもたらした昭和34年9月26日の伊勢湾台風の記録を風化させず、一人ひとりの自主的な防災活動の機運を高め、災害に強い地域社会の実現を図るため、三重県では9月26日を「みえ風水害対策の日」と定めています。

9月は8月に次いで台風が多く発生する時期であり、今年度も平年並みに台風の接近が予想されています。台風は、停電が起こりやすい災害です。市内でも過去に台風の影響で1日以上停電した地域がありました。大雨や暴風への対策として、停電も想定した備えをすることが大切です。

最新情報を確認できるよう、携帯電話やスマートフォンの充電やラジオの準備を

災害時は最新の情報を収集することが大切です。スマートフォンや携帯電話はあらかじめ充電しておき、モバイルバッテリーも準備するようにしましょう。手回し充電対応のラジオなら、いざという時に乾電池がなくてもラジオ・ライトが使えるので便利です。高価ではありますが、ポータブル電源や自家発電機があるとより安心です。

停電時のトイレの使い方を確認しておきましょう

タンクレストイレ(貯水タンクを併設せず、直結した水道水を流すタイプのトイレ)は、排水のために電気を使っているので停電すると水を流せません。しかし、停電時でも排水するためのレバーなどが便器の裏側に設置されているので、自宅トイレの停電時の使い方をチェックしておきましょう。

また、台風による断水の可能性もありますので、携帯トイレなどの準備も忘れずにしておきましょう。

停電の情報収集手段は?

停電・復旧情報については、中部電力ホームページを確認していただくか、中部電力伊勢営業所へ問い合わせてください。また、いつでも・どこにいてもすぐに情報が受け取れる、中部電力の無料アプリ「停電情報お知らせサービス」も活用してください。

中部電力ホームページ　https://teiden.powergrid.chuden.co.jp/pr/index.html?cid=ul_bn2
中部電力伊勢営業所　☎0120-923-287

一人一人が備えてこ!
防災力UP!鳥羽
vol.135
総務課防災危機管理室　☎㉕1118

消費者トラブルにご用心! vol.54

消費生活相談
受付時間：平日(祝日を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時
場　所：伊勢市岩渕1丁目7番29号
(伊勢市役所本庁東館3階)
伊勢市消費生活センター☎0596㉑5717
観光商工課商工労政係　☎㉕1156

消費者が主役の社会へ

自立した消費者になるために、消費生活クイズにチャレンジしてみましょう。

【問1】店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ?
①品を受け取ったとき
②代金を支払ったとき
③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき

【問2】17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる?
①取り消すことはできない
②未成年者取消しができる
③保護者が取消しを求めたときのみ未成年者取消しができる

【問3】必ずもうかる投資ってあるの?
①必ずもうかる投資はない
②マルチ商法の仕組みを使った投資は必ずもうかる
③専門家なら必ずもうかる投資を知っている

クイズの答え

【問1】③消費者と事業者が、お互いに契約内容(商品の内容・価格・引き渡し時期など)について合意すれば契約は成立します。つまり口約束でも契約は成立し、いったん契約が成立すると、レシートがあっても開封していなくても原則解約はできません。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのものです。

【問2】②17歳以下の未成年者が、保護者などの同意を得ずに契約した場合は契約を取り消すことができます。ただし、小遣い程度の少額な契約であったり、成人である保護者などの同意があるとウソをついた場合などは、未成年者取消しはできません。

【問3】①多様な金融商品が出回っていますが、仕組みやリスクをよく理解できない場合は絶対に手を出さないでください。②は情報商材を高額で購入させ、紹介することでマージンを得るというマルチ商法の事例です。③は専門家でも断言はできません。

毎日の暮らしで私たちは消費者としてさまざまな契約をしています。困ったときは、消費生活センターへ気軽に相談してください。